

大丈夫だと思っているのが普通だと思います。いざ犯罪被害者になってしまったら、事件に遭遇する前の平穏な生活を取り戻すことは難しいのが現実である事を知ってもらう必要があります。

以上基本法 10 年を検証しましたが、基本法第 3 条で保証されている権利が十分に機能していない現実を踏まえ、なお一層犯罪被害者施策の充実に我々犯罪被害者が努力しなければならないのではないのでしょうか。

## 経済補償制度について

副代表幹事 渡辺 保

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、犯罪被害者の権利、被害回復制度の二つの確立を目指すことを目的に設立されました。その二つの目標のうちの権利確立については、犯罪被害者等基本法が成立し、被害者参加制度と損害賠償命令制度の導入、公訴時効の廃止・延長等、司法の場では一定の成果を上げることができました。他方、被害回復制度については、犯給法の一部改正があったものの、私たち犯罪被害者の望むものとはほど遠い内容となっています。

あすの会は、2011 年 6 月から 2014 年 1 月まで開かれていた内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に「犯罪被害者補償制度案要綱」を作成・提出して臨みましたが、現在の犯給法の見直しに時間を割かれ、あすの会案はほとんど議論されずに終了しました。その検討会の取りまとめとしては、

- ①海外での犯罪被害者に、犯給制度の拡大適用の形でないとしても何らかの経済的支援をスタートさせるべき。
- ②犯罪被害給付制度については、親族間犯罪被害者への支給は、DV 事案以外にも全額支給又は減額割合を 3 分の 1 までとする特例を認めるべき

以上の 2 点にとどまるという全く不本意な結果となりました。犯給法にこだわり検討会の名称「新たな補償制度の創設に関する……」を無視した内閣府の姿勢には疑問を持たざるを得ません。

私たちは新しい制度の創設については、国会の場で審議していただくことが必要と考え、2014 年 2 月に政権与党の自民党の「犯罪被害者等・保護支援体制の一層の推進を図るプロジェクトチーム」のヒアリングに、会員 12 人が出席し実情を訴え、あすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」の導入を要望し、続いて公明党にも松村代表

と高橋副代表が同様に要望しました。

その話の中から具体的な事例を集めて訴えることが必要と考え、事件後に生活に支障のある犯罪被害者を調査しようと、会員から聞き取りをしましたが予想していたより少ないため、全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の被害者支援センターに情報提供を呼びかけたところ、8 支援センターから 11 例の情報がありました（もっと沢山の情報が寄せられると思っていましたが…）。

その中でこれまでに顧問弁護士の協力を得て、殺人 2 例と傷害等 3 例と、合わせて 5 例の犯罪被害者・遺族との面談が終了しました。他の 6 例は本人の意向での面談不可 5 例と対象外 1 例となっています。

調査の結果としては大別すると、殺人の遺族は事件後の生活に不安がある、傷害の被害者は被害直後の医療費の支払いに困窮し、また PTSD や重篤な後遺症のため退職を余儀なくされ生活再建の目途もたない状況にあると言えます。いずれもあすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」に沿った補償制度が成立すれば、救済できる犯罪被害者であり、1 日も早い制度創設の必要性を痛感しました。面談した全 24 例を整理して自民党と公明党に、お願いに行く手はずを整えています。

この調査を通じて感じたことは、年間 1000 件超の殺人事件や、それを上回る傷害事件が起きているにもかかわらず、その後の生活に支障のある被害者・遺族の情報があまりにも少なすぎるということです。生活に困窮しているながらも声を上げることもできず、耐え忍んでいるもっと多くの犯罪被害者・遺族がいるはずと思いますが（そのような人がいなければ問題ないのですが……）、その存在を支援センターが把握していないのではないかとということです。

## 刑事司法は被害者のためにもある ～3年後見直しの意見交換会を踏まえて～

副代表幹事・弁護士 高橋正人

平成 2 年 2 月 20 日、最高裁判所は、犯罪捜査は、社会秩序の維持のために行われるもので、犯罪被害者の利益のために行われるものではないと言って、被害者を冷たく扱いました。あれから 24 年の年月が経ち、国民が司法を

見る目は、大きく変わりました。

平成 16 年 12 月 1 日、犯罪被害者等基本法が成立し、すべての犯罪被害者は、その尊厳が尊重され、それにふさわしい処遇を受ける権利が保障されると明記されました。

もちろん、これは一夜にしてできあがったものではありません。刑事司法は被害者のためにもあるという、長年にわたって運動してきたあすの会をはじめとする被害者団体の声が国会議員や政府に届いたからであり、マスコミを通じた世論が実を結んだからに他なりません。また、これを受けて、平成17年12月27日には、当時の小泉政権が、刑事司法は社会秩序の維持とともに、被害者の利益のためもあると閣議決定してくれました。第1次犯罪被害者等基本計画のことです。

ただ、その後も、日弁連が頑なに被害者の権利を否定する運動を展開したため、被害者のためにも刑事司法はあるという当たり前のことが、司法の世界には、なかなか浸透しませんでした。

平成20年12月1日、念願の被害者参加制度が施行され、被害者が直接裁判に参加し、被害者が直接、事件の悲惨な実情を訴えることができるようになりました。そして、平成25年から平成26年にかけて、法務省が、被害者参加制度の3年後見直しのための意見交換会を開いてくれ、学者、裁判官、検察官、被告人側の弁護士、被害者団体、被害者側の弁護士などが熱のこもった議論をしました。私も、あすの会を代表して、参加させて頂きました。そこでは、一部の委員を除き、被害者参加制度を肯定的に捉える意見が圧倒的に多く、今後さらに発展させていくための課題について話し合われました。そして、もっとも、

被害者側からの要望が大きかったのは、公判前整理手続に参加させて欲しいという意見でした。

現在、凶悪事件などでは、平均9ヶ月くらい、公判前整理手続を行い、実際に裁判員が呼ばれて裁判の期日が開かれるのは、その後からです。被害者は裁判にしか参加できないのです。しかし、公判前整理手続で、裁判に提出して取り調べる証拠がすべて決まってしまうから、そこに関与できないことに被害者の多くは不満を抱いていました。

3年後見直しの意見交換会での議論を踏まえ、平成26年10月21日、最高検察庁が画期的な通達を出してくれました。「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者の権利や利益の回復に重要な意義を有することも踏まえた上で、手続きが進められるべきである」と述べ、刑事司法が被害者のためにもあることを正面から認めてくれ、全国の検察官にそのような形で手続きをすすめるよう命じたのです。具体的には、「被害者参加人が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合には、相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮が必要である」と述べました。

被害者の声が、少しずつですが、司法に届きつつあるようで、これが意見交換会での最大の成果となりました。

## 死者の尊厳と遺体写真

弁護士 山上 俊夫

射殺された遺体が半裸に近い状態で路上に横たわっている。そのような写真を日本のマスメディアが報じることはない。しかし、日本人が海外で事件に遭った場合、地元メディアによって報じられた遺体写真が、インターネットによって日本にも伝わり、心ない人によって保存され、インターネット上にばらまかれた事件が昨年あった。

思い返せば1997年10月のこと。岡村勲元代表幹事の奥様が司法解剖を終えて自宅に戻られた際、カメラの放列の前にブルーシートの壁を作って対抗したことがある。大勢のカメラマンは、一斉にシートのない側にぐるりと回り込み、民家の庭越しにライトを浴びせ、フラッシュをたいて棺を撮影しようとした。民家の居間で食卓を囲む隣人家族の姿が煌々と照らされていたが、まったくお構いなしだった。

その頃起きた別の事件では、たとえシート越し、棺の中であっても、家の前で待ち構えるカメラの放列に娘をさらされたくない、被害者の父が「ご近所の迷惑になるから」と記者やカメラマンを引き連れ、家から離れた所で臨時の記者会見を開き、その間に、無事遺体を家の中に入れ

たこともあった。

あすの会の活動により、司法解剖後の遺体の扱いが変わったことがある。岡村元代表が「勝手に遺体を持っていきながら、遺族の費用で取りにこいとは何事か。捜査費用で返しにくるべきではないか」と主張し、遺体返還費用が2004年4月から予算化された。遺体修復費用や棺代も出るようになったと聞いている。『新版警察の犯罪被害者対策(改訂版)』(2004年8月刊)にも、「現場からの遺体の搬送時から遺体の引渡しに至るまで、死者の尊厳に配慮し」(97頁)、「警察では、遺体の取扱いに当たっては、死者に対する礼が失われることがないよう十分注意する」(98頁)との記載があり、警察の対応は改善された。

インターネット上にばらまかれた今回の遺体写真は、目を背けたくなるものである。写真を消去したいという遺族の心情は察して余りある。しかしながら、これを消去することは、一人には負担の大きいことで、県警や法務局の担当者が懇切丁寧に対応されたと聞いているが、全部消すことはできずイタチごっこになっている。

死者に対する名誉毀損は、虚偽の事実を告げなければ